

社会福祉法人 美祢市社会福祉協議会
福 祉 員 設 置 規 程

(目 的)

第1条 社会福祉法人美祢市社会福祉協議会（以下「本会」という）は、地域の福祉活動を推進することを目的とし、地区の福祉問題を発見し、問題を提起し、その解決について本会その他福祉関係者に協力する福祉員を設置する。

(業 務)

第2条 福祉員は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 担当地区内の福祉問題の把握を行う
- (2) 福祉対象者に対する協力及び援助活動を行う
- (3) 地域住民に対する福祉活動の普及を行う
- (4) 民生委員・児童委員等福祉関係者及びその団体に対する協力及び連絡を行う
- (5) 本会の活動に対して協力する。

(推薦及び委嘱)

第3条 福祉員は、美祢市区長（以下「区長」という）の推薦により本会の同意を得て、本会会長が委嘱する。

- 2 区長は、地区内において奉仕の精神に富み、社会福祉に関心と理解があり、活動力のある者を推薦する。

(任 期)

第4条 福祉員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した福祉員の任期は、前任者の残任期間とする。

(担当地区)

第5条 福祉員の担当地区は、原則として選出された地区とする。

(研 修)

第6条 本会は、必要に応じ社会福祉に関する研修を実施し、資質の向上に努める。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、福祉員に関し必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 20年 3月 21日から施行する。